

一の宮通りまちづくりのルール



一の宮通りまちづくり協議会

■ 一の宮通りの将来像と基本的な方針

一の宮通りの将来像は、一の宮通りの位置や周辺の資源などの活用や、商店街としての特性を今後も維持していくことなどを基本として、次のように定めます。また、将来像実現に向けた基本的な方針を5つ定めます。

氷川神社の歴史や大宮アルディージャの活力を活かした、
一体感と賑わいのある商店街『一の宮通り』

方針1 【広々と気持ちよく、歩きやすく歩きたくなる通りをつくります】

- 1-1 広々と気持ちよく、歩きやすい通りを目指します。
- 1-2 老若男女がだれでものんびり過ごせ、そぞろ歩きや裏路地散策もできるよう、おもてなしの感じられる歩いて楽しい通りを目指します。
- 1-3 誰もが安全で安心して歩けるよう、夜も明るい通りを目指します。

方針2 【一体感と賑わいのある商店街として発展させます】

- 2-1 多種多様なお店が揃いながらも、商店街の一体感を維持した街並み整備を目指します。
- 2-2 イベントなどが開催できる空間づくりを目指します。
- 2-3 商都・大宮の一部を担い、既存の特徴を活かしつつ、個性あるお店を集積させ、さらなる人々の賑わいを目指します。

方針3 【大宮駅から氷川神社をつなぐ歴史文化を伝えます】

- 3-1 大宮駅から氷川神社をつなぐ準参道として、歩きたくなる落ち着いた空間づくりを目指します。
- 3-2 氷川神社の門前町、中山道の宿場町としての歴史文化が伝わる空間づくりを目指します。
- 3-3 その他の地域資源（大宮公園など）も活かし、大宮の観光・文化を伝える情報発信の環境づくりを目指します。

方針4 【イベント開催時には、通りを挙げて盛り上げます】

- 4-1 大宮アルディージャの試合日やイベント開催時には、まちを挙げて盛り上げる通りを目指します。

方針5 【様々な組織・団体・行政・地域が協力しながら

通りづくりに取組みます】

- 5-1 地域と行政が協働しながら一の宮通りのまちづくりを検討し、育んでいく体制を目指します。
- 5-2 地域と行政が協働して管理・運営を行い、地域のニーズに合ったまちづくりを目指します。
- 5-3 地域で活動する様々な組織・団体と協力できる体制づくりを目指します。

■ 一の宮通りまちづくりのルール

道路に関すること

電線類地中化

広々と気持ちよい通りを目指すため、上空の電線を無くし、すっきりとした景観を形成します。

【電線類地中化】

電線類の地中化を行います。地中化にあたっては、供給事業者等と協議を行いながら、その方式や地上機器のあり方について検討を行います。

地上機器についても、邪魔にならない位置や色彩・デザインとします。

【事例・イメージ】

■ 電線類の地中化イメージ



(地上機器の様子 歩道)



(地上機器の様子 民地利用)



出雲市

■ 電線類の地中化イメージ（ソフト地中化）

(照明と地上機器を兼ねる例)



大分市



日野市

舗装

道路の舗装は、誰もが歩きやすいように、また、まちなみや氷川参道との調和を図るよう、デザインや素材を工夫します。

【車道舗装】

歩行者優先の整備を行うため、ゆるやかに蛇行させ自動車速度の抑制を図ります。また、車道についても参道らしさを演出するよう質の高い舗装を行います。色彩はグレー系とし、まちなみと一体となったデザインとします。

工事などの掘り返しに対しても、復旧が容易になるような素材を使用するなど配慮します。

【歩道舗装】

ブロック舗装による高質で落ち着いた雰囲気づくりを行います。色彩はグレー系とし、まちなみと一体となったデザインとします。

歩行者が歩きやすいよう、段差や障害がないように工夫します。点字ブロックは、機能性を維持しながら景観に配慮したものとしします。

工事などの掘り返しに対しても、復旧が容易になるように既製品の使用に努めます。

【事例・イメージ】

■スラロームのイメージ



長野市

■高質な舗装面（石材）イメージ



出雲市

■高質な風合いの工夫（コンクリート）



長崎市

交通運用

不要な通過交通が流入しないで、自動車の交通量や速度を落として走行する、自転車や歩行者も安全な通りとするため、通行の規制や運用、物理的な制約などについても継続的に検討を行います。

【通行規制】

大型車の進入は引き続き禁止とします。通行には個別に許可が必要です。

一方通行規制は、将来の周辺道路整備なども見据え、通過交通が流入しにくい方向への変更を検討します

【物理的なデバイス】

交通量や速度を抑制するため、物理的なデバイスや視覚的な工夫、車道のスラローム化を検討します。

【事例・イメージ】

■ゴム材によるハンプの設置事例



文京区

■横断歩道部分の嵩上げや狭窄



横浜市

植栽

広々と気持ちよく、歩きやすい通りとするため、植栽の樹種や配置を工夫します。

【植栽】

植栽は植樹マスを設け、中高木を配置します。樹種は、ハナミズキやサルスベリなど、季節が感じられるものとしします。

【事例・イメージ】

■中高木配置の街路樹イメージ (サルスベリ)



東京八重洲地区

(ハナミズキ)



横浜港北ニュータウン

街灯

誰もが安全で安心して歩けるような通りを目指します。

【街灯】

街灯は過度に明るくなく、温かみのある色とします。灯具はまちなみを邪魔しないデザインとします。

【事例・イメージ】

■まちなみを邪魔しないシンプルなデザイン灯具の例



川越市



松山市

ストリートファニチャー（ベンチ、モニュメント、その他）

広々と気持ちよく、歩きやすい通りを目指すため、設置は限定します。

【モニュメント】

設置をする際は、一の宮通りをイメージさせるデザインとします。

【ベンチ】

休憩施設は、店舗側での設置を基本とします。

【案内板】

案内板は、通りの歴史やイベント開催、店舗情報などを伝えることを主目的とし、電線類地中化に伴う地上機器側面などの活用を目指します。

【事例・イメージ】

■案内看板のイメージ



川崎市ブレーメン商店街

■地上機器の上部面を活用した街案内



京都市

バリアフリー

すべての人にとって広々と気持ちよく、使いやすい通りを実現するため、バリアフリーな環境を目指します。

【バリアフリー】

不特定多数が利用する建物について、段差を解消しバリアフリー化を目指します。

【事例・イメージ】

■配慮事項の例

玄関は多くの人の動線が重なり合う場所であることから、わかりやすく、誰もが移動しやすくするとともに、障害者等が利用できるアプローチと連結して、障害者等に配慮した玄関を設置することが必要です。

玄関扉は引き戸（自動式の方が良い）が望ましい。

建物の出入口は、幅員 1.2m 以上で段差が無いことが望ましい

勾配は十二分の一以下、戸は前後に水平部分の設置が望ましい

表面は滑りにくい材料で仕上げるのが望ましい



協議会からのお願い事項

建物壁面、ファサード

多くの人で賑わう通りにふさわしい、一体感をもった商店街として発展することを目指します。

【建物壁面、ファサード】

多種多様なお店がそろいながらも、商店街としての一体感を維持した街並み整備を目指します。

また、賑わいの演出のため、通りの1階に面する事業所や店舗は、ガラスウインドウ等の透過性がある材料を利用します。シャッター等も、パイプシャッターなどの透過性があるものに努めます。

【事例・イメージ】

■ファサード

透過性のあるシャッターで、夜間や休業日にも賑わいを演出する

ガラスを利用したシャッターの例



透過性のあるパイプ型シャッターの例



壁面位置、スカイラインの統一

一体感と賑わいある商店街を演出するため、壁面位置とスカイラインの統一を目指します。

【壁面位置の統一、建築物の壁面後退】

建築物を1m壁面後退することにより、広々と気持ちよい歩行者空間の確保を行うとともに、商店街としての一体感を維持した街並みを演出します。

壁面後退部分では、道路空間との一体的な活用を図り、おもてなしあふれる空間づくりを行います。

【スカイラインの統一】

建築物の高さを揃えるため、建築物の絶対高さの制限などにより、まちなみの統一、スカイラインの統一を図ります。

【事例・イメージ】

■壁面位置の統一

建築物の外壁などは、1.0m後退するものとします。

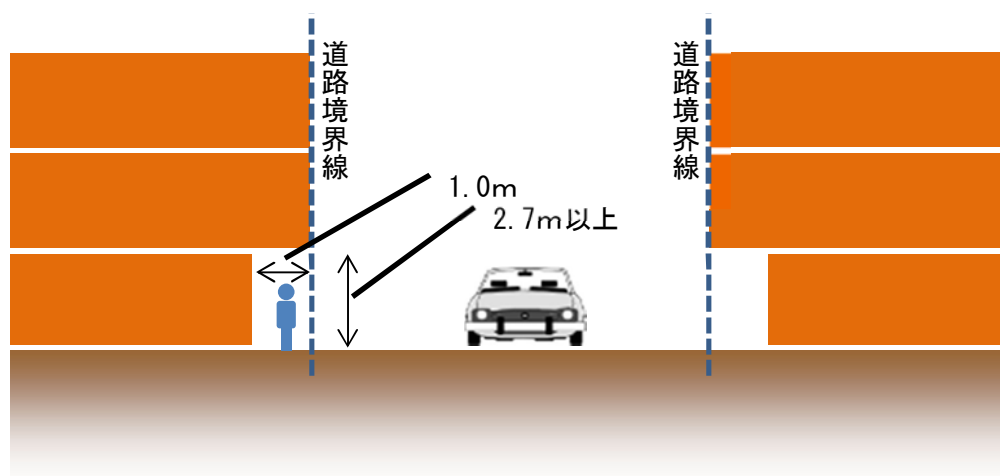
■壁面後退区域における工作物の設置の制限

壁面後退区域には、道路面との間に段差が生じる工作物、外構の階段、看板・照明、自動販売機など、通行の妨げとなる工作物などは、設置を禁止します。ただし、高さ2.5m以上に設ける看板・照明は設置可能とします。そのほか、街路灯や電線類地中化に伴う変圧器など、公益上必要であるものについては、設置可能とします。

また、建物ファサードや入口の工夫など、おもてなしのためのしつらえを積極的に行うこととします。

■壁面位置の後退の適用除外

壁面位置の後退は、敷地面積が50㎡未満の土地に対しては適用を除外します。（共同建物はこの限りではありません）



イベント、通り空間の利用

多くの人で賑わう通りにふさわしい、一体感をもった商店街として発展することを目指します。

【イベント】

一の宮通りは、氷川神社につながる準参道的な通りであることや、大宮アルディージャとの連携など、通りを挙げて盛り上がる通りを目指します。地域資源と関連したイベント開催時には、道路の有効活用も含め、通りを挙げて取り組みます。

【事例・イメージ】

■アルディージャイベントの様子



大宮夏祭り（2013）

荷捌き

荷捌き空間は基本的に路外としてなるべく道路上に障害物が無いようにします。

路外での空間確保ができない場合や、一時的に路上で荷捌きを行う場合も考慮して、通りの邪魔にならない場所にスペースを確保します。

【路外】

荷捌きは、道路上以外に車両を駐車し、行うことを基本とします。

路外の荷捌き空間は、商店街で共同利用できるよう工夫します。

【路上】

やむを得ず路上での荷捌きを行う場合には、スラローム化した車道上に邪魔にならないような空間を設けるものとします。

その際に、過度に歩道が狭められることが無いように、また、停車車両によって車道の通行が阻害されないよう配慮するものとします。

【事例・イメージ】

■路外での荷捌き場の設置や共同荷捌きなど検討事例



横浜市

色彩

氷川参道を意識した色彩とし、まちなみの一体感が感じられる調和のとれた景観を目指します。

【色彩】

色彩は、氷川参道を意識し、まちなみの一体感が感じられる調和のとれた景観を目指します。また、都市の賑わいと活力を感じさせる、温かみある景観色彩とし、空の色、街路樹の緑の存在を大切にする品位ある景観色彩とします。

このため、彩度や明度の高い色彩は避け、原色に近い色使いは、アクセントとしての利用にとどめます。

建物等の基調色はさいたま市景観色彩ガイドラインの商業・業務系色彩エリアの推奨値の範囲内とします。

【事例・イメージ】

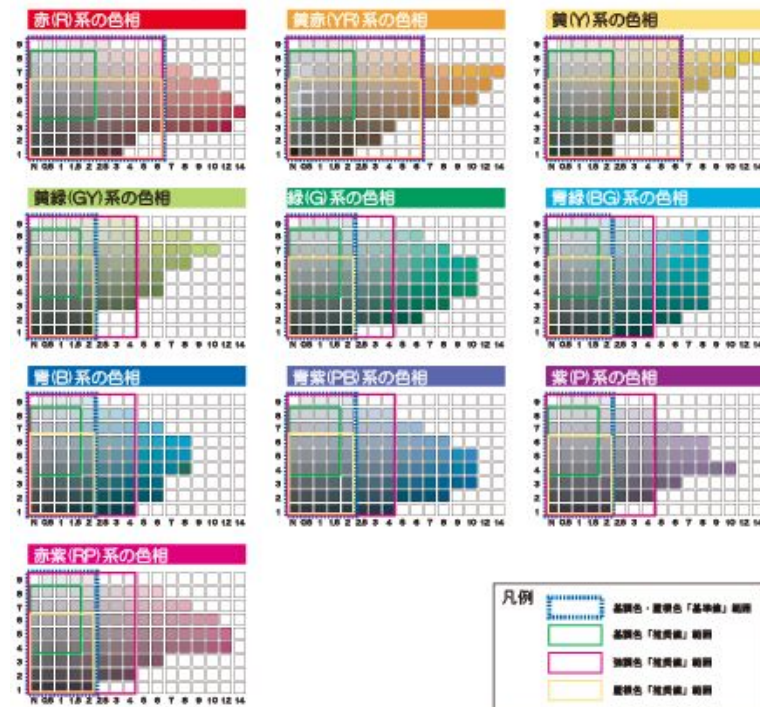
■さいたま市景観色彩ガイドライン

表 色彩基準・基準値				
部 位	対 象	色 相	明 度	彩 度
外壁	基調色	OR～5Y	—	6以下
		その他		2以下
屋根	屋根色	OR～5Y	—	6以下
		その他		2以下

表 色彩基準・推奨値				
部 位	対 象	色 相	明 度	彩 度
外壁	基調色	OR～5Y	4以上8以下	2以下
		その他		1.5以下
外壁	強調色	OR～5Y	—	6以下
		その他		4以下
屋根	屋根色	OR～5Y	6以下	6以下
		その他		2以下

※上表の基準には無彩色（N）を含み、明度のみが適用されます。

○色彩基準（基準値・推奨値）の範囲



さいたま市景観色彩ガイドラインをもとに作成

おもてなしの空間づくり（セットバック空間の使い方、制限）

セットバックした空間を活用して、おもてなしの空間づくりを行い、賑わいや活力にあふれ、多くの人が訪れたいと感じる通りを目指します。

【セットバックした空間の使い方】

一の宮通りは、大宮駅周辺の『おもてなし歩行エリア』の一部を形成する通りであることから、セットバックした空間を活用しておもてなしの空間づくりを行います。

【事例・イメージ】

■セットバック空間の活用例（セットバック空間のカフェ）



鶴岡八幡宮（若宮大路）



自由が丘（マリクレール通り）

屋外広告物、看板

多くの人で賑わう通りにふさわしい、一体感をもった商店街として発展することを目指します。

【屋外広告物、看板】

屋外広告物や看板などは、まちなみとの調和や風紀の維持、良好な街並みの形成を目指して、デザインや大きさ、配置等に配慮します。

【事例・イメージ】

- 広告の色彩は次の表を目安とする。原色の仕様は部分的なアクセントのみにとどめるか、反転表現や面積を減らすなど工夫します。
- 掲出方法は、ひとつの建築物に複数の表示は原則不可とし、複数店舗の表示をまとめるなど、すっきりと分かりやすい掲出に努めます。

色彩 一の広告物の地(文字以外の部分)の色彩は、次の表のとおりとする。

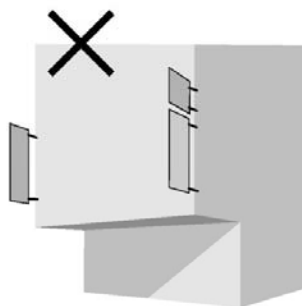
色 相	地色の彩度
0.1R ~ 10Y	8以下とする
0.1GY ~ 10G, 0.1PB ~ 10RP	6以下とする
0.1BG ~ 10B	5以下とする

・色彩の基準は、日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による

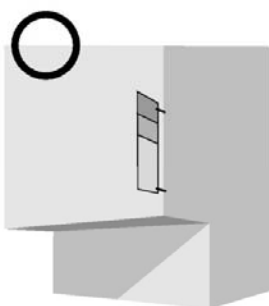
・地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内

・カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす

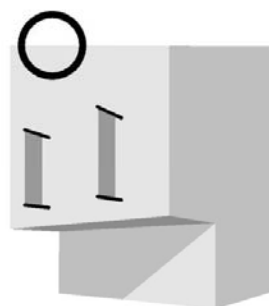
・和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする



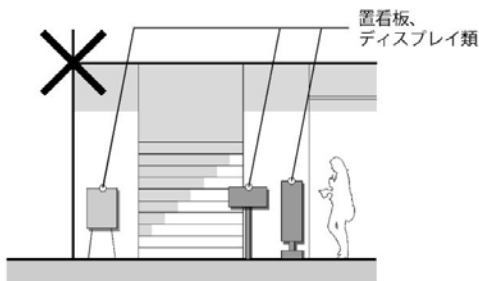
一建物複数掲出は不可



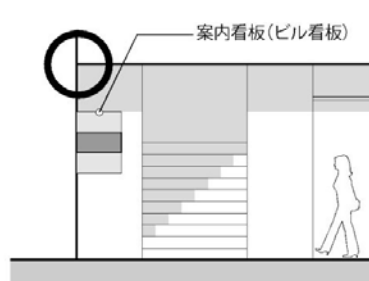
1つの袖看板に複数店舗の表示



バナーフラッグ等の簡易な表示方法



置き看板、ディスプレイ類は原則禁止



案内看板(ビル看板)を設置

先進事例等をもとに作成

まちづくりの進め方、ルール の運用方法など

一の宮通りが、一体感をもった賑わいのある商店街として発展するため、様々な組織・団体・行政・地元が協力しながら通りづくりに取り組みます。

【建築物の事前協議など、進め方に関する検討】

建築物や看板の新設または増改築にあたっては、まちづくり協議会への事前申請など、一の宮通りの雰囲気との整合性について、相互に確認することができるための工夫など、引き続き検討します。

地区計画で今後定める事項

沿道建物用途の制限（建物一階部分の用途の制限）

多くの人で賑わう通りにふさわしい健全な通りとしていくため、風紀を乱すような業種業態の立地を制限します。

【業種・業態の制限】

風紀を乱すような業種業態の立地を制限します。主な制限の例は、次のような業種業態です。

- ・風俗営業法に定める風俗営業の施設
- ・住民や事業者等に威圧感を与えたり危害を及ぼす恐れのある施設

【事例・イメージ】

■一の宮通りにふさわしい健全な賑わいを維持し、魅力あふれる商店街としていくため、次のような施設の立地を制限します。

- ・風俗営業法に定める風俗営業の施設
- ・住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れのある施設

